

広報紙、案内図広告掲載 同意事項

申し込みいただく前に以下の項目をすべてお読みいただき、ご承諾の上、お申し込みください。

なお、本同意事項は広報課広告掲載取扱要領第3条に規定する広告媒体のうち広報紙及び案内図について抜粋して記載したものです。各媒体固有の事項に関しては、個別にその内容を記載しています。申込書は媒体毎に提出していただきます。

(趣旨)

第1条 この要領は、豊島区広告掲載取扱要綱（平成18年2月9日決定。以下「要綱」という。）

第2条、第4条及び第5条の規定に基づき、広報課における要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告掲載申込者」とは、第6条第1項の規定により広告掲載申込書を提出した申込者をいう。

2 この要領において「広告主」とは、第7条の規定により広告掲載が決定した広告掲載申込者で、第8条から第11条までの規定により掲載する広告に関する責務を負うものをいう。

(広告掲載の媒体)

第3条 広告を掲載する媒体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 豊島区（以下「区」という。）が発行する広報としま（以下「広報紙」という。）
- (2) (略)
- (3) 区が発行する豊島区案内図（以下「案内図」という。）
- (4) (略)

(広告の位置、規格、掲載料等)

第4条 広報紙に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次の各号のとおりとする。

(1) 広告を掲載する位置は、広報課が指定する発行号中の指定位置とする。また、広告掲載決定後、広報紙の編集作業上支障が生じた場合、広報課は掲載する広報紙号数及び掲載する位置を変更できるものとする。

(2) 規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

3 案内図に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は別表第3のとおりとする。

4 (略)

5 第3条第1号および第3号における掲載料は消費税込みの金額とする。

(広告の募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、必要に応じ広報紙もしくはホームページ、または両方で行う。

2 広報課長は広告主となり得る者、広告会社等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 第3条の第1号または第3号について広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書（別記第1号の1または3様式）に署名のうえ、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等及び

掲載しようとする広告の見本を添えて、広報課に提出するものとする。

2 広告掲載申込者と掲載する広告の事業者等が異なる場合は、前項の書類の他、掲載する広告の事業者等の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等を広報課に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第7条 広報課長は、前条の規定に基づき申込みがあったときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。審査に際し、広報課長は申込みの内容について広告掲載申込者と協議し、その内容を変更できるものとする。

2 審査の基準は要綱に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

(1) 広告媒体に掲載する広告の種類及び優先の順位は次のとおりとする。

順位	広告の種類
1	国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに類するものの広告
2	次に掲げる、公共性を有する私企業の広告 電気・ガスの供給会社、交通機関、医療及び教育・文化施設
3	区内に事業所、営業所等を持つ事業者等の広告
4	区外に事業所、営業所等を持つ事業者等の広告

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者または当該公職の候補者もしくは当該公職の候補者になろうとする者が掲載された広告は広告媒体に掲載しない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 同一の広告掲載申込者または同一事業者等の広告が複数申し込まれた場合、広報課は掲載を制限することができる。

3 広告の申し込みが当該広告掲載数を超え、かつ優先すべき事項がない場合は、抽選により広告掲載の可否を決定する。

4 (略)

5 (略)

6 第1項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定書（別記第2号様式）により、また掲載できないと決定したときは広告非掲載決定書（別記第3号様式）により広告掲載申込者に通知するものとする。

7 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、区の指定する方法により広告原稿等を作成し、区が指定した期日までに提出するものとする。なお、提出された広告原稿等は返却しない。

8 広告掲載が決定した日以降のキャンセルはできないものとする。ただし、第10条第1項第1号による場合を除く。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告主は区の指定する期日までに、第4条に定める広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、広報課長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第9条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを区に対して保証するものと

する。

3 第三者から、広告に関する苦情の申し立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

4 広告原稿の作成及びその他必要な経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 広報課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 区が指定する広告掲載取消申出書（別記第4号様式）により、区が指定する期日までに正当な理由により広告主から広告掲載取消しの申し出があったとき。なお、一部取消を希望した場合の新たな始期及び終期については、いずれも開庁時間内を指定することとする。
- (2) 要綱または、この要領に違反したとき。
- (3) その他広報課長が広告掲載することが不適当と認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、正当な理由により広告掲載することができなかつたときは、その一部または全部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告取扱事業者による広告事業の実施)

第12条 (略)

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広報課長が定める。